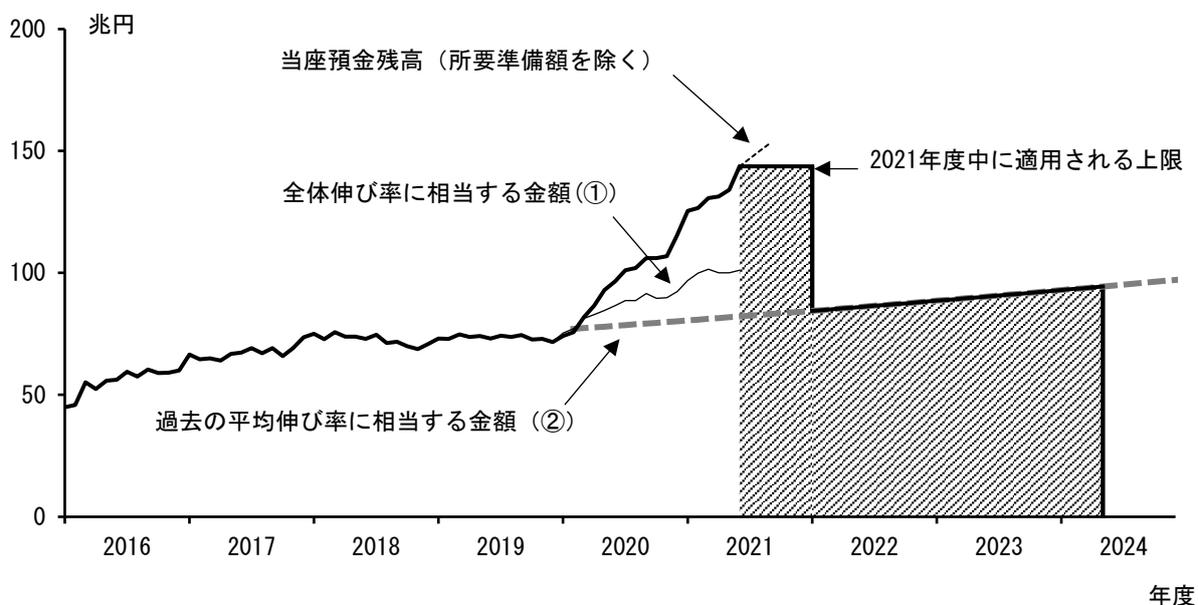


### 地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて

地域金融強化のための特別当座預金制度の適切な運営を確保する観点から、特別付利対象金額の上限を次のとおり見直す。

- 次の①または②のうち、いずれか小さい金額を上限とする。
    - ① 対象先の2019年度の当座預金残高（所要準備額を除く）に足もとの全当座預金取引先の当座預金残高の伸び率を乗じて得た金額（見直しなし）
    - ② 対象先の2019年度の当座預金残高（所要準備額を除く）に2017年度から2019年度までの全当座預金取引先の当座預金残高の平均的な年間伸び率（104.9%）を乗じて得た金額
- （実施日）
- 本年11月積み期間における特別付利から適用する。ただし、年度途中における見直しが金融機関経営に及ぼす影響に配慮し、経過措置として、今年度中（2022年3月積み期間まで）は、本件決定前の直近積み期間（本年10月積み期間）における各対象先の特別付利対象残高までの付利を行う。

#### ▽特別付利対象金額の上限イメージ



- （注） 1. 図は、2021年9月積み期間までの当座預金残高（集計対象は本制度の対象業態）と、2021年10月積み期間以降の特別付利対象金額の上限イメージを示したもの。簡略化のため、2021年10月積み期間の当座預金残高は、2021年9月積み期間の水準と同じと仮定。
2. シャド一部分が特別付利対象金額。過去の平均伸び率に相当する金額（②）が全体伸び率に相当する金額（①）を下回る場合を例示。